

## 瑞浪市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成23年11月21日

瑞浪市監査委員 安田 照 義  
瑞浪市監査委員 熊谷 隆 男

### 1 監査の対象

会計室  
スポーツ・文化課  
日吉小学校  
日吉中学校

### 2 監査の実施日

平成23年10月27日

### 3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」、「意見」として口頭で指摘した。

## 瑞浪市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定により随時監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成23年11月21日

瑞浪市監査委員 安田 照 義  
瑞浪市監査委員 熊谷 隆 男

### 1 監査の対象

監査の対象部署 日吉公民館  
指定管理者 日吉町まちづくり推進協議会

### 2 監査の実施日

平成23年10月27日

### 3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」、「意見」として口頭で指摘した。

## 瑞浪市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査(工事監査)を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成23年12月28日

瑞浪市監査委員 安田 照 義  
瑞浪市監査委員 熊谷 隆 男

### 1 監査の対象事業等

社会福祉課

竜吟幼稚園大規模改修工事

教育総務課

瑞陵中学校屋内運動場耐震補強・大規模改修工事

### 2 監査の実施日

平成23年11月22日

### 3 監査の結果

いずれの事業においても、計画、調査、設計、仕様、積算、契約、施行計画、施工管理、試験検査、監督等の各段階における技術的事項について関係者に質疑し、検分、吟味を行った。

その結果、市の工事関係書類は良く整理できていた。両工事とも適正な設計、管理が行われており、品質も良好に確保して施工がなされていた。技術調査の結果、特に問題となるところは見受けられず全体的に良好であった。

また、積算においても、数量計算は市担当者が重点的にチェックし検算しており、問題となる点は見当たらず、積算は適切な算定と内容であったと判断した。

## 瑞浪市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成24年2月8日

瑞浪市監査委員 安田 照 義  
瑞浪市監査委員 熊谷 隆 男

### 1 監査の対象

選挙管理委員会  
監査委員事務局  
公平委員会  
固定資産評価審査委員会  
土木課  
クリーンセンター  
環境課

### 2 監査の実施日

平成24年1月30日

### 3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」、「意見」として口頭で指摘した。

## 瑞浪市監査委員公表第7号

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成24年2月22日

瑞浪市監査委員 安田 照 義  
瑞浪市監査委員 熊谷 隆 男

### 1 監査の対象

総務課

学校給食センター

### 2 監査の実施日

平成24年2月15日

### 3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」、「意見」として口頭で指摘した。

## 瑞浪市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等(財政援助団体、公の施設の指定管理者)の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成24年2月22日

瑞浪市監査委員 安田 照 義

瑞浪市監査委員 熊谷 隆 男

### 1 監査の対象

社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会

### 2 監査の実施日

平成24年2月15日

### 3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」、「意見」として口頭で指摘した。

## 瑞浪市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成24年4月3日

瑞浪市監査委員 安田 照 義  
瑞浪市監査委員 金津 正 彦

### 1 監査の対象

企画政策課  
市民協働課

### 2 監査の実施日

平成24年3月16日

### 3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。